

諮問実施機関：滋賀県教育委員会（教育委員会事務局幼小中教育課）

諮問日：平成29年11月24日（諮問第144号）

答申日：平成30年10月1日（答申第116号）

内容：「教科書展示会における個別のアンケートに関する文書」の公文書一部公開決定に対する審査請求

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分を全部公開すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書公開請求

平成29年8月28日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

2017年度県内各地で実施された教科書展示会におけるアンケートの全てと、内容を取りまとめた書類

#### 2 実施機関の決定

平成29年9月11日、実施機関は、本件公開請求に対して、対象公文書を特定の上、アンケートにおいて、回答者の筆跡が判別できる部分について、特定の個人を識別することができることをその理由として非公開とし、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

平成29年9月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

教科書展示会は、県外の人も含めて不特定多数の人が訪れ自由にアンケートを書くことができるものであったことから、筆跡により個人を特定できるものではない。また、個人を識別することができないのに、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるとも考えられず、条例第6条第1号には該当しない。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は、妥当である。

#### 2 本件対象公文書について

本件審査請求の対象は、平成29年度（2017年度）に、県内各地で実施された教科書展示会における個別アンケートの全てと、その内容を取りまとめた書類である。

#### 3 非公開理由について

##### （1）意見・感想等が含まれる部分について

アンケート回答者は、アンケート原票を公表される前提で回答したとは考えにくく、記入に際して無防備に自分の考えを通常の筆跡で記載しており、筆跡のみでは特定の個人を識別することは困難であるとしても、筆跡に加えて、アンケートの中で同時に回答されている情報などを総合すると、当該個人と特定の関係にあるもの（親戚、同僚、近隣住民等）であれば、個人が識別されることが十分に考えられる。

また、当該部分については、記載者個人の思想、信条、人格と密接に関連する情報の記載があり、こうした情報は、通常、他人に知られたくない機微な情報、回答者のプライバシーに関する情報であることから、仮に回答者が特定できないとしても、回答者の権利利益が害されるおそれがある。

##### （2）意見・感想等が含まれない部分について

筆跡が判別できる部分とその他の情報により、当該個人と特定の関係にあるものであれば個人が識別される可能性があることは、（1）と同様である。そして、意見・感想等が含まれる部分が黒塗りで非公開とされたとしても、個人が識別された状況においては、黒

塗りの分量で個人の関心の高さが伺えることとなり、回答者のプライバシーが侵害されるおそれがある。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

### 2 本件対象公文書について

本件審査請求に係る対象公文書は、平成29年度（2017年度）に、県内各地で実施された教科書展示会における個別アンケートの全てと、その内容を取りまとめた書類であることが認められる。

実施機関は、条例第6条第1号を理由に対象公文書の一部を非公開としているが、審査請求人は、これを不服として非公開部分の公開を求めていることから、以下、当該部分の非公開情報該当性について検討する。

### 3 非公開情報該当性について

#### (1) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については非公開情報として保護する必要がないことから、本号ただし書アにおいては、法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報は、非公開情報から除外することとしている。また、県の諸活動を県民等に説明する責務を全うするため、本号ただし書ウにおいては、公務員等の職および職務遂行の内容に係る部分については、非公開情報から除外することとしている。

(2) 非公開部分の条例第6条第1号前段該当性について

筆跡を判別できると実施機関が主張している部分について、実施機関は、教科書展示会には不特定多数の者が参加できたが、教科書という非常に関心の高い特定の分野においては、回答者と特定の関係にある者であれば、筆跡とアンケートの中で同時に回答されている情報などを総合すると、個人が識別されることが十分に考えられると主張している。

条例第6条第1号に規定する「他の情報」とは、原則として、公知の情報、図書館等公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報等であると解される。また、教科書展示会については、実施機関が述べるように、県内外を問わず、誰であっても、どこの会場でも自由に選択して参加でき、アンケートの回答についても任意であることからすれば、アンケート回答者の母集団が特定されているのであれば格別、アンケート回答者の母集団が特定されていない本件については、筆跡とその他の情報から特定の個人を識別することは、極めて困難と言わざるを得ない。

したがって、筆跡を判別できると実施機関が主張している部分については、条例第6条第1号前段に該当するものとは認められない。

(3) 非公開部分の条例第6条第1号後段該当性について

意見・感想等が含まれる部分について、実施機関は、当該部分には記載者個人の思想、信条、人格と密接に関連する情報の記載があり、こうした情報は、通常、他人に知られたくない機微な情報、回答者のプライバシーに関する情報であることから、仮に回答者が特定できないとしても、回答者の権利利益が害されるおそれがあると主張している。

条例第6条第1号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」には、個人の思想、信条、心身の状況などに関する情報であって、個人の人格や私生活と密接に関連する、いわゆる個人のプライバシーに関する情報であり、社会通念上、一般的に他人に知られたくないものが、これに含まれると解される。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、当該部分においては、特定の教科書、出版社に対する評価を伴う回答者の意見や感想が具体的に記載されていることが認められる。しかしながら、アンケートは回答自体が任意であって、回答者が実施機関に対して、自らの意見等を積極的に伝えることを目的として書かれたものであると考えられ、例えば、反省文やカルテなどのように、本来秘匿されるべき思想、信条にかかるものとは、その性質

を異にしていると考えられる。そのため、当該部分については、公開されたとしても、回答者の権利利益を害するおそれはないと考える。

したがって、意見・感想等が含まれる部分については、条例第6条第1号後段に該当するものとは認められない。

#### 4 付言

実施機関は、本件処分に係る決定通知書において、「公文書の公開をしない理由」について、「特定の個人を識別することができるため。」と記載しているが、根拠条文が示されていないことに加え、本件審査請求手続の中で、決定通知書にて記載のなかった理由を追加していることが認められる。

理由付記の制度は、条例第10条第3項により、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意的な判断を抑制するとともに、処分の理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり、公開しないこととする根拠規定および当該規定を適用する理由については、原則として当該決定を通知する書面の記載から知り得るものでなければならないものである。

実施機関においては、今後、理由付記制度の趣旨を踏まえ、公文書一部公開決定等を行うに際しては、根拠条文を正確に示すことは当然のこと、併せてその根拠条文を適用する理由をも適切に付記することを徹底すべきである。

#### 5 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

#### 第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 29 年 11 月 24 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成 29 年 12 月 25 日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成 30 年 5 月 11 日 (第 267 回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 30 年 6 月 15 日 (第 268 回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 30 年 7 月 2 日 (第 269 回審査会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。

平成 30 年 9 月 7 日  
(第 271 回審査会)

・答申案の審議を行った。